

全 員 協 議 会

日 時 平成30年3月28日（水）
本会議終了後
場 所 議場

付議事項

- 1 視察報告について
 - ・無所属議員（小野泰議員、河崎平男議員、伊場勇議員）
 - ・市民ネット
- 2 研修報告について
 - ・新誠風、みらい21、新風会
- 3 広聴特別委員会からの報告
- 4 その他

視察報告書

平成30年2月13日

1 視察日、視察先、事項

平成30年1月29日

兵庫県高砂市 健康福祉部くらしと文化室長 田川真紀 主幹 前川吉也
文化振興によるまちづくりについて

2 参加議員

小野 泰 伊場 勇 河崎 平男

3 報告事項

【視察の目的】

「謡曲、高砂」ゆかりの地として知られる高砂市は、古くは万葉集に詠まれ、自然の恵みと地域の利を生かした竜山石の採掘、木綿栽培、交易等で栄え、今では播磨臨海工業地帯の一翼を担っている。

将来都市像として「生活文化都市高砂」を掲げ、市民が豊かさや幸せを実感し住んでよかったまちとするために、謡曲高砂の振興が、くらしに密着した文化振興によるまちづくりに取り組んでおり、どのような方策をとっているか調査研修を行う。

【視察先の状況】

平成13年12月、文化芸術振興基本法が制定され、地方公共団体の責務として、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定することが規定され、謡曲「高砂」ゆかりの地で知られる高砂市では、文化を活かしたまちづくりに、市全体で取り組んでいくため、総合計画で将来都市像として「生活文化都市高砂」、平成23年3月、「高砂市文化振興条例」を制定し、まちづくりの目指す方向性を明文化し、まちづくりに取り組んでいる。

【考察】

平成20年4月、教育における地方分権の一環として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、これにより、従来は教育委員会が担当していた文化行政について、条例で定めることで、地方公共団体の長が担当できるようになり、「謡曲高砂」を中心とした高砂学講座など文化振興のまちづくりの推進により、地域振興や高齢者の健康づくりなどと一体的に推進することで地域づくりの活性化につながると考えられる。

視察研修報告書

- 1 視察者 小野泰、河崎平男、伊場勇
- 2 視察日 平成 30 年 1 月 30 日
- 3 視察先 兵庫県小野市役所
(対応者) 小野市長 蓬萊務、小野市議会議長 山中修己、議会事務局

4 報告事項

【視察の目的】

小野市は「行政も経営」として先駆的な施策でまちづくりに取り組んでおり、どのような方策をとっているのか調査研修を行う。

【視察状況】

小野市は兵庫県県央の人口約 5 万人、面積約 94 km²のまちであり、大阪、神戸までは自動車です約 1 時間の距離に位置している。文化面では国宝浄土寺、国宝阿彌陀三尊立像を有し、産業面ではかつて「そろばん」と「家庭用金物」のまちとして栄えていた。今は市独自で整備した約 150 ha の工業団地をトップセールスにより完売し、その先端産業が市の財政を支えている。

行政運営は「行政経営」であるという基本理念のもと、①顧客満足志向、②成果主義、③オンリーワン、④後手から先手管理という行政経営 4 つの柱を基軸に施策を展開している。管理手法は政策評価ではなく執行評価を重視した方針管理制度であり、それに連動した能力成果主義を実践し、職員の意識改革を行っている。独自の事業として平成 28 年 7 月から県内初となる高校 3 年生までの医療費完全無料化（所得制限なし）、4・5 歳児の幼児教育・保育料無料化（所得制限なし）、警察官 OB ら専任職員 15 名（専用車 8 台）による「安全安心パトロール」の実施、夜間歩行者等に夜光反射材等の着用を義務化する条例施行等、長期計画的に先駆的な施策を展開する一方、入札制度、人事制度改革を進め、財政健全化判断基準等の指標は兵庫県でも上位を確保している。

【考察】

蓬萊小野市長〈平成 11 年～5 期目〉の都合が合い、直々に行政経営について聞くことができた。民間出身だけあって、市民に対して官と民の決定的な違いを明確に周知していることに驚いた。成果と報酬が連動しない社会、画一的横並びの仲良しクラブ、CS 志向（顧客満足度志向）の欠如、前例踏襲型施策遂行といった過激とも思われる表現もあったが、話を聞いていく中で強烈なリーダーシップがなければできないということがよく感じ取れた。職員の意欲を高め、独自性を重視した施策展開により先駆的で夢を持てるまちにしようという意欲を強く感じ、お出迎えからお見送りまで一流企業の視察に行った感じがした。

本市においても第二次総合計画が始まるところであり、山陽小野田市らしい環境づくりと市民サービスの提供を進めるべきものと考えている。

視察報告書

平成30年3月27日

1 視察日、視察先、事項

平成30年2月5日（月） 兵庫県多可町

- ① 太陽光パネルの設置について
- ② 鳥獣対策について
- ③ 高校生模擬議会について
- ④ 議会だよりの編集について

2 参加委員

市民ネット 矢田松夫・水津治・森山喜久

3 報告事項

① 太陽光パネルの設置について

【視察の目的】

太陽光パネルに関する町条例を制定している先進地視察

【視察先の状況】

太陽光発電施設について既存の法令等では立地を規制することができないため、近隣住民とトラブルことになることもなり、兵庫県では「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」を制定し、行政が関与できる仕組みづくりを進めてきた。

町内において県条例施行前に、住居の周りを太陽光パネルで覆われてしまうような、住環境に影響を与えかねない事象が発生したため、今後、このようなトラブルの防止には県と町が一層連携する必要がある。

○平成29年7月1日 県条例施行

事業区域5,000㎡以上、施設基準に適合した事業計画を、近隣の説明実施報告書とともに工事着手の60日前までに届け出ること。

○平成29年9月 県条例改正、多可町議会定例会へ上程、可決成立。

- ・事業区域1,000㎡以上の区域について、県条例の適用となるよう意見進達
- ・町条例は発電出力10キロワット以上、事業区域面積1,000㎡未満

○平成29年12月1日 上記内容が適用される。

【考 察】

平成29年9月29日に「多可町太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」は、太陽光発電に特化した条例である。

事業用太陽光発電施設の設置については、小規模な面積であっても町が把握する必

要がある、という観点からの制定である。同じ目的・運用内容である調和条例を県と町とで設定し、1,000 m²を基準にして、以上を県条例、未満については町条例にて調和を図ることとしている。

届出義務とはなっているが、事前に地域と環境の調和をしっかりと行うこととしており、また施設の撤去等を明記した確約書「様式第3号」がもう一つの特徴である。

本市としても、今後、見習うべき施策だと思われる。

② 鳥獣対策について

【視察の目的】

当市の鳥獣対策の見直しを推進するための先進地視察

【視察先の状況】

○有害鳥獣被害防止柵設置事業（金網柵）

- ・集落要望を基に年次計画を立て実施

多可町計画延長：200,585m

整備済延長：137,985m

整備率：68.79%

- ・対応事業：(国) 鳥獣被害防止総合対策事業（50%～55%）－地元負担金（15%）
辺地対策事業（起債）（95%）－地元負担金（5%）
- ・平成29年度計画：(国) 鳥獣被害防止総合対策事業 －2集落 延長3,800m
辺地対策事業（起債） －3集落 延長8,749m

○町単独有害鳥獣防止柵設置事業

集落が行う防止柵設置工事において、材料費の1/3助成 －集落に支払う

○駆除対応への取り組み

捕獲期間（4月1日～11月14日）において、集落より「鳥獣による農作物被害にかかる有害鳥獣駆除要望書」を提出、猟友会へ駆除依頼を行う。

住民への周知については、多可町防災行政無線により放送を行う。

多可町では年1回野生動物捕獲箱わな事業説明会を行い、有害駆除期間中においてシカ・イノシシ用の箱わなの貸し出しを行い、猟友会有害駆除班と集落とが役割分担をして捕獲する体制を整備し、被害の減少に取り組んでいる。

平成27年6月1日より特定非営利活動法人カンピオが設立され、無添加鹿肉ドッグフードの製造販売を行っている。

- ・野生動物捕獲用箱わな事業：箱わなの貸し出し －箱わな保有数 59箱
（有害鳥獣駆除期間限定：4月1日～11月14日）
- ・箱わな処理費用：埋設又は運搬（集落へ支払い） －1万円/頭
止め刺し（猟友会へ支払い） －5千円/頭
カンピオ処理費用 －5千円/頭
- ・交通事故・のり網：処理及び運搬（猟友会へ支払い）－12千円/頭
死骸焼却費（猪名川動物霊園） －27千円/頭
カンピオ処理費用 －5千円/頭

・平成28年度有害駆除実績

シカ捕獲頭数 : 352頭
イノシシ捕獲頭数 : 108頭
有害駆除処理費 : 7,694千円

○町単独有害鳥獣捕獲従事者確保推進事業

- ・狩猟免許取得に伴う半額助成を行っている（町単独事業）
（町内在住、新規取得者、猟友会に入会し有害駆除活動を行う意思のある者が対象）
- ・啓発方法：年度当初に行う区長会や農会長会で助成制度を説明している。
- ・平成28年度新規取得者実績：わな免許取得－2人
平成29年度新規取得者実績：銃器免許取得－1人
（平成30年1月末現在） わな免許取得－2人

【考察】

有害鳥獣被害の増加、猟友会の高齢化が進む本市にとって、多可町は有害鳥獣被害防止柵設置事業（金網柵）について、集落要望を基に全町内の設置事業全体計画を策定し、年次計画を立て実施している。捕獲期間においては、集落より「鳥獣による農作物被害にかかる有害鳥獣駆除要望書」を提出、猟友会へ駆除依頼を行っている。年1回野生動物捕獲箱わな事業説明会を行い、有害駆除期間中においてシカ・イノシシ用の箱わなの貸し出しを行い、猟友会有害駆除班と集落とが役割分担をして捕獲する体制を整備し、被害の減少に取り組んでいるなど、集落を基本にして事業体制を整えており、大いに参考になる。

③ 高校生模擬議会について

【視察の目的】

議会基本条例第7条（議会報告）2項（住民との意見交換会）の1つとして位置付けている多可町議会の高校生議会の先進地視察

【視察先の状況】

議会の中での位置づけ

議会基本条例第7条（議会報告）2項（住民との意見交換会）の1つとして位置付けている。高校生との事前打ち合わせを通じて、若者との意見交換も目的としている。

議会の体制

- ・議会運営委員会（議長・副議長・委員5人）が中心となり準備態勢をとる。
- ・学校との交渉窓口役は副議長、議運委員長、委員1人の3人体制。
- ・模擬議会当日は全議員が参加。

6/9 事前交渉

- ・議会の交渉窓口役の3人と校長・教頭との打ち合わせ
- ・夏休み中の8/17に模擬議会開催で合意
- ・それまでに高校生の質問がまとまるように議員との懇談会を数回持つことに決定

- ・参加する生徒は生徒会中心に15人程度。

7/20 高校生への趣旨説明

- ・交渉窓口役の3人で町議会の仕組みと政治参加の重要性及び模擬議会の開催方法について説明
- ・次回までに日頃思っていることを拾い上げ、質問内容を考えてくるようにする

7/31 第1回グループワーク

- ・議員全員と参加生徒との懇談会
- ・議員、高校生を4グループに分け、ポストイットに質問項目を記入して整理をしていく。議員はアドバイザー役に徹し、高校生の思いを聞き、質問に繋がるように助言する。
- ・最後に質問通告の題を発表
- ・次回までに正式な通告書作成の宿題を課す。

8/9 第2回グループワーク

- ・議運メンバー7人で最終的な通告書作成のアドバイス。

8/9～8/16 各議員に答弁する通告書を割り振り、各議員は通告書に基づき答弁書の作成（全議員が答弁者となるように割り振り）。

- ・答弁者は、答弁の作成にあたっては担当課と打ち合わせして作成

8/16 予行演習

- ・議会の議場にて模擬議長、発言者の予行演習

8/17 模擬議会

- ・9時15分から開会行事、9時30分から模擬議会の開催。
本番の議会同様に1問1答方式にて実施。
12時頃に閉会行事。
- ・議長役は高校生、質問者（16人の高校生から23問の質問）も全員高校生、答弁者は議会議員全員。

9/4 政策提言書を町長に提出

- ・議運及び全協で調整して、高校生議会での質問の中から実現可能で政策提案にするもの4件について町長に政策提言書を提出。
(多可高校でも、参加しての感想を生徒たちに独自アンケートを実施)

【考察】

議会として、高校生の主権者教育により政治参加意識をもってもらうことを第1の目的とし、まずは議会の仕組みと議会の役割について説明し、模擬議会を通じて政治の大切さを理解してもらうこと。

将来を担う高校生たちが、まちづくりの拠点である町議会議場において町政に対する提案等を発表することにより、町政や議会に関心を持ってもらい、まちづくりに参

加する意欲を高めるとともに、地域への愛着や誇りを醸成することを目的としている。
議会にとっても若者の意見を聞く場として位置づけて、議会が主体となって実施していることは、大いに参考になる。

④ 議会だよりの編集について

【視察の目的】

当市の議会だよりを推進するため、町村議会広報表彰の受賞歴のある多可町議会だよりの先進地視察

【視察先の状況】

○発行回数

- ・定例会ごとに発行。年4回
- ・定例会終了後、翌々月の1日発行。
(5月1日、8月1日、11月1日、2月1日)

○委員会構成

- ・委員6人(総務文教常任委員会・生活環境常任委員会から各3人ずつ選出)

○広報紙の規格等

- ・紙面はA4版
- ・表紙・裏紙カラー、その他2色刷り
- ・印刷部数 7,200部/1回
- ・1行11文字 町内全戸配布

○広報予算

- ・年間予算額 1,920,000円
- ・印刷費 2色刷り 1p 15,000円(税込)
カラー刷り 1p 26,500円(税込)

○議会だより掲載項目

- ・表紙 ー写真担当委員が行事、人物等撮影
- ・定例会 ー主な審議内容(特集ページ、条例、予算、請願など)
- ・各委員会 ー主な審議内容
- ・一般質問 ー各議員が原稿作成
掲載内容は3問まで、最大75行825文字(1ページ)
写真は、質問議員が用意できない場合は広報委員に一任
原稿の確認、校正、レイアウト等は広報委員が協議し決定
- ・視察報告 ー各委員長が原稿作成
- ・裏表紙 ー多可町にゆかりのある人の紹介
(広報委員がインタビューし、原稿作成)
編集後記(広報委員が順番に原稿作成)

○議会だより編集手順

<第1回広報編集特別委員会>

- ・定例会中に開催（一般質問が確定した頃）
- ・原稿の締切日、発行までの日程、ページ数、記事の割り振り、写真のイメージなどを決定
- ・一般質問の粗原稿が議事録作成会社より届くので、事務局より一般質問を行った議員に配布

<第2回・第3回広報編集特別委員会>

- ・原稿締切日の翌日に開催
- ・各議員から提出された一般質問原稿を全員で確認校正
- ・定例記事、委員会報告、視察報告、裏表紙記事、編集後記などを全委員で確認校正
- ・記事内容に合わせた写真のイメージを確認

<第4回広報編集特別委員会>

- ・追加原稿があれば、全委員で確認校正
 - ・校正後の原稿をもとに委員が記事のレイアウト表を作成
 - ・写真の撮影、確認
- (委員会の翌日に原稿、写真、レイアウト表を印刷会社へ入稿)

<第5回広報編集特別委員会>

- ・入稿日より3日後（土日、祝日は除く）に開催
- ・ゲラをチェックし、写真にキャプションを付ける
- ・校正原稿と追加写真を印刷会社に入稿

<第6回広報編集特別委員会>

- ・第5回委員会の約2日後に開催
- ・ゲラをチェックし、校正原稿を印刷会社に入稿

※1号の発行につき、6～7回委員会を開催

※第5回委員会後に最終のゲラチェックを正副委員長で行い校了

○議会だより納品

- ・全戸配布の部数を印刷会社に報告し、印刷会社が部数を分けて役場と地域局に納品
- ・役場が月末日の前日に区長に文書配布しているため、一緒に配布
- ・余分は議会事務局に納品
- ・事務局より各公共施設に配布

【考 察】

編集委員会の開催数等は本市と変わらないが、写真についてのこだわり（顔のアップ、躍動感等）、具体的な表現の吹き出し、大見出しも「問いと答え」をセットするなど、見る者の視点が徹底されており、学ぶべきものが多い。

会派『新誠風・みらい21・新風会』研修報告

平成30年2月14日

- 1・研修者：新誠風 笹木慶之 杉本保喜 中村博行
みらい21 長谷川知司 大井淳一郎 藤岡修美
新風会 奥 良秀 恒松恵子 宮本政志
- 2・研修日時；平成30年2月2日（金）10時～16時45分
- 3・場 所：福岡市博多区博多駅東1丁目16-14
リファレンス駅東ビル
- 4・主催及び研修講座：地方議員研修会
講師：元大阪市公募区長、岩手県職員（部長） 小川 明彦
人口減少社会の自治体の今後の課題と切り込み方
10:00～12:30
県職員、区長での経験をもとにした質問のポイント
14:00～16:45

5 報 告 事 項

【研修の概要】

人口減少社会の自治体の今後の課題と切り込み方

1、自治体の今後の課題

① 社会資本の再整備

② 福祉予算の増大 ⇒ 財政の悪化

財源確保→少子化の中で経済成長・産業振興が可能か？

*対策として内部管理を強化する自治体が増加

イ、職員の削減 ロ、給与のカット ハ、政策の選択・・・？

これら流行のやり方でうまくいくか ⇒ 成功は土光改革だけ

対策として必要な事は、単純な削減、カットではない。

定員管理から業務革新

業務の減量化、効率化、簡素化等具体的手法が必要

仕事をどう減らすか（減量化、効率化）⇒職員の削減

問題は総コスト（永続性、職員の意欲減退、人材不足、モラルハザードを考える。）

民間委託は民営化ではない。

地方財政計画における国の対応を的確に掌握する。

政策の選択 ⇒ 手法の選択

政策決定は財政の職務ではない → 財務管理と政策決定の分離
議会は政策形成過程をチェックすべき

2、 行政執行過程の課題

本来執行機関が行うべきことが適正に行われているか

課題 ➡ 窓口 ➡ 対応 ➡ 執行 ⇔ 決算

なぜ問題が起きたのか。なぜ時間がかかったのか。原因重視する強い関心が必要。

住民の生命財産を本当に守るのは政治家

(東北震災から思うこと→衛星電話でないとダメ)

行政執行過程の課題と具体的な解決策のチェック (初期対応、調査・把握、説明 [合意形成])

3、 政策課題

職員の対応能力、他自治体の調査、政策の無駄、及び制度の無駄などにつき、財政規律面のチェックが必要

上記の課題を踏まえ、これらに対する議会としての「切り込み方法・手法」及び「改革に向けての具体的提言、質問の在り方」について、講師自らの体験と具体的事例による実践的な解説

県職員、区長での経験をもとにした質問のポイント

1、 議員の質問のポイントは何か

政策、方法の妥当性、定量的・期限・数値についての調査・政策形成を奨励

2、 改革手法

上意下達から下意上達へ (ルール・ドライブからミッション・ドライブ)

3、 自治体の現状分析

共通認識・理解

4、 自治体議員に求められていること

職員の活用を働きかける

ムダ取りなど職員の意識改革の取り組みを求める

業務改革の実行

制度見直し、改革

5、 ムダ取り

優先度の低い業務をやめる

6 ムダ（手待ち時間、作りすぎ、動線、運搬、在庫、加工）

人事、財政の見直しでムダを省く

6、 決算のチェック

予算重視から決算重視へ

市場原理の導入など

上記の課題を踏まえ、これらに対する議会としての「議員の質問のポイント」について、講師自らの体験と具体的事例による実践的な解説

【考察】

常に緊張感を保ち、執行部のチェック・指導・判断（調べさせる。立案させる。仕事をさせる。）を行う必要性を痛感する。

鋭い質問は、職員の自覚、業務にやる気を起こさせる。ついでには、市の発展につながる。